「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」等のＱ＆Ａ（５月 25 日時点）

（今回の新たな措置の概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
問１　今回の「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」（以下単に「新たな措置」という。）の概要を教えてください。
問２　入国日前（後）〇日目の計算について、入国日は含まれますか。
問３　問１の３の「国・地域」の区分について、入国日前 14 日以内に当該入国者の滞在国の区分に変更があった場合には、どのような対応になりますか。
問４　「新たな措置」に関する情報、関係資料はどこで入手できますか。

（入国者の待機期間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
問１　今回の新たな措置で、入国時検査や入国者の待機期間はどのように変更になりますか。
問２　入国者の待機期間について、日本人と外国人で違いはありますか。
問３　自宅等待機での３日目以降の自主検査はどのように行えば良いですか。
問４　自宅等待機での３日目以降の自主検査について、抗原定性検査（抗原検査キット）でも認められますか。
問５　厚生労働省のホームページに掲載されている検査機関以外の検査機関で受けた検査は有効ですか。
問６　自宅等待機期間中に検査を受けに行っても良いのですか。
問７　自宅等待機での３日目以降の自主検査について、入国者健康確認センターから確認の連絡が来るまでは待機解除は認められませんか。
問８　検査結果が陽性となった場合は、どうすれば良いですか。
問９　郵送で検査機関に検体を送付する場合、待機３日目より前に採った検体でも良いですか。
問 10　今回の新たな措置の適用（６月１日）前に入国しているのですが、待機はどのようになるのでしょうか。
問 11　自宅等待機の３日目以降に自主検査を受けた場合、どのように入国者健康確認センターに検査結果を届け出れば良いですか。

（新型コロナワクチン接種証明書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
問１　有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書の要件は何ですか。
問２　自国の接種証明書に生年月日の記載はありませんが、代わりに旅券番号や身分証明書の ID 番号があれば、有効な接種証明書として認められますか。
問３　自国では、１回目及び２回目のワクチンで、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ、ヤンセン、バーラト・バイオテック又はノババックス社製「以外」

のワクチンが承認されています。その場合、これら以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。

問４　自国では、追加接種（３回目接種）のワクチンとして、ファイザー、モデルナ又はノババックス社製「以外」のワクチンが承認されています。その場合、これら３社以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。

問 4-1 ヤンセン社製のワクチンは、接種回数など、どのような取扱いになりますか。

問５　自国の接種証明書では、「コミナティ（Comirnaty）」のメーカーが「BIONTECH」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。

問６　自国の接種証明書では、モデルナ社製のワクチンで「スパイクバックス（ Spikevax ）」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。

問 6-1 バーラト・バイオテック（Bharat Biotech）社製の「COVAXIN」は、有効な接種証明書の対象ワクチンとして認められますか。

問 6-2 ノババックス（Novavax）社製の「ヌバキソビッド（Nuvaxovid）筋注」は、有効な接種証明書の対象ワクチンとして認められますか。インド血清研究所が製造する「コボバックス（COVOVAX）」も認められますか。

問７　接種しているワクチンは全て同一の種類の必要がありますか。

問 7-1　３回のワクチンを異なる国で接種し、それぞれの国で発行された接種証明書を保持している場合、有効な接種証明書の保持者と認められますか。

問８　接種証明書に１回目又は２回目の接種情報が無い場合はどうすれば良いですか。

問９　接種証明書には、直近の接種情報しか記載が無く、当該接種が３回目接種であることが記載されていない場合はどうすれば良いですか。

問 10　（有効な接種証明書として認められるために）３回目接種の有効期限はありますか。

問 11　自国の接種証明書には英語の表記がありませんが、どうすれば良いでしょうか。

問 12　電子的に交付された接種証明書は認められますか。二次元コードの提示も認められますか。

問 12-1　接種証明書は原本ではなくコピーでも認められますか。

問 13　日本国内で発行された接種証明書について、「新型コロナウイルス予防接種証明書」、「新型コロナウイルスワクチン予防接種証」及び「新型コロナワクチン接種記録書」以外の証明書は認められませんか。

問 14　民間機関等が発行する接種証明書も認められますか。

問 15　接種年齢要件で追加接種（３回目接種）が認められていない子どもに対しては、追加接種による待機期間の短縮は認められませんか。

（公共交通機関の使用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22
問１　入国後、自宅等待機のために（待機場所の）自宅等まで移動する際に、公共交通機関の使用は認められますか。
問２　待機期間中の公共交通機関の使用について、空港から待機場所の自宅等への移動以外に、公共交通機関の使用は認められますか。
問３　自宅等待機での３日目以降の自主検査を受ける際に、公共交通機関の使用は認められますか。

（外国人の新規入国）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23
問１　外国人の新規入国が認められるのはどのような場合ですか。
問２　外国人の新規入国では、「親族・知人訪問等」を目的とした入国は認められますか。認められない場合、どのような手続を取れば良いですか。
問３　外国人の新規入国では、入国前の滞在国・地域に制限はありますか。
問４　外国人が新規入国する場合、申請方法はどのようなものになりますか。受入責任者からの事前申請が必要ですか。
問 4-1　在留資格のある外国人の再入国の場合も、受入責任者からの申請が必要ですか。
問 4-2　受入管理者の管理の下で新規入国する外国人に家族が同伴して入国することは可能ですか。
問５　受入責任者とは何ですか。
問６　受入責任者は個人事業主でも認められますか。
問７　受入責任者はどのようなことをする必要がありますか。
問 7-1　「青」区分の国・地域からの入国であっても、誓約事項の同意が必要か。
問８　新規入国する外国人個人が申請することは可能ですか。
問 8-1　新規入国が技能実習生の場合、受入責任者は、監理団体と（実際に当該技能実習生を受け入れる）企業のどちらになりますか。
問９　外国人の新規入国の事前申請はどこにする必要がありますか。
問 10　申請に関する事務について、第三者に委託することは認められますか。
問 10-1　受入責任者による事前申請について、申請期間はありますか。
問 11　「受付済証」の発行には、申請からどの程度の時間がかかりますか。

（査証申請）・・・

（健康管理）・・・

（今回の新たな措置の概要）

問１　今回の「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」（以下単に「新たな措置」という。）の概要を教えてください。

（答）

１　今回の「新たな措置」では、「入国時検査及び入国後待機期間の見直し」に関する内容があります。

２　令和４年５月末までは、日本への入国については、

・入国者には出国前検査、入国時検査を求めつつ、
・入国者の待機期間について、７日間待機を原則としつつ、滞在国・地域、３回目ワクチン接種の有無に応じて待機期間を緩和、
・外国人の新規入国については、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める

対応を行ってきました。

３　今回の「入国時検査及び入国後待機期間の見直し」では、６月１日以降、オミクロン株が支配的となっている国・地域からの全ての帰国者・入国者について

・入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用　（以下、まとめて「自宅等待機」という。）のいずれの期間についても原則７日間とした上で、
・入国前の滞在歴（国・地域の指定）及び条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書（３回目接種）を保持しているか否か

によって、入国時検査の要否や、入国後の待機期間、待機場所が以下のとおり変更されることになります。

「青」区分の国・地域からの入国者、「黄」区分の国・地域の入国者であって有効な新型コロナワクチン接種証明書（３回目接種）の所持者は、空港検疫での検査は実施せず、入国後の待機も無しになります（入国後から公共交通機関の使用も可能です。）。

「黄」区分の国・地域からの入国者であって有効な新型コロナワクチン接種証明書（３回目接種）を所持していない者、「赤」区分の国・地域の入国者であって有効な新型コロナワクチン接種証明書（３回目接種）の所持者は、入国時検査、自宅等待機が必要です。

「赤」区分の国・地域からの入国者であって有効な新型コロナワクチン接種証明書（３回目接種）を所持していない者は、入国時検査、検疫施設待機が必

要です。

※検疫所又は保健所から自宅等待機の継続等について別途指示があった場合は、その指示に従う必要があります。
※陽性者、機内濃厚接触者又は有症状者となった場合は、原則として待機期間の短縮の対象となりません。
※入国後 10 日間を経過するまでは、検温など入国者自身による健康状態の確認等を行うようにお願いします。

	有効なワクチン接種証明書の有無	入国時検査	入国後の待機期間
赤	無	実施	「３日間検疫施設待機（＋施設検査陰性）」
	有		「３日間自宅等待機＋自主検査陰性」 （検査を受けない場合は７日間待機）
黄	無		
	有	ー	「待機無し」
青	無		
	有		

４　自宅等待機での３日目以降の自主検査については、引き続き、
・検査方法は PCR 検査又は抗原定量検査、
・３日目以降に「入国者の待機緩和向け自費検査機関リストに登録のある検査実施機関（以下「認められる検査実施機関」という。）」で検査し、陰性結果を「MySOS（入国者健康居所確認アプリ）」
により入国者健康確認センターに届出、
・同センターからの「待機終了の連絡」により最短で４日目以降の待機が不要になります（待機不要となった後は、公共交通機関の使用も可能になります。）。

５　また、検疫所長が指定する宿泊施設で待機する場合は、引き続き、３日間の待機と３日目の施設での検査の陰性結果によって、施設退所後の待機は求められないことになります（施設退所後は、公共交通機関の使用も可能になります。）。

６　なお、上記の「新たな措置」については、今後の国内外の感染状況等によって、急遽変更になることがありますので、御注意ください。

（今回の新たな措置の概要）

問２　入国日前（後）〇日目の計算について、入国日は含まれますか。

（答）

入国日は含まれません。入国日は０日目になります。例えば、６月５日に入国した場合、入国日前３日目は、６月２日になります。逆に、６月５日に入国した場合、入国後３日目は６月８日になります。

（今回の新たな措置の概要）

問３　問１の３の「国・地域」の区分について、入国日前 14 日以内に当該入国者の滞在国の区分に変更があった場合には、どのような対応になりますか。

（答）

１　入国者の入国時点での（当該入国者の）滞在国の区分の状況で判断することになります。

２　当該入国者の入国日前 14 日以内の滞在国をＡ国とした場合、

例えば、

・Ａ国について、入国日前９日に「黄」区分の国・地域から「青」区分の国・地域に指定変更が行われた場合、

・当該入国者の（入国日前 14 日以内に滞在していた）滞在国のＡ国は「青」区分の国・地域と判断されます。

この場合には、滞在国が「青」区分の国・地域となるため、入国時検査は無しとなります。

３　一方で、

例えば、

・Ａ国について、入国日前９日に「青」区分の国・地域から「黄」区分の国・地域に区分変更が行われた場合、

・当該入国者の（入国日前 14 日以内に滞在していた）滞在国のＡ国は「黄」区分の国・地域と判断されます。

４　上記のとおり、「赤」「黄」「青」区分の国・地域の指定の状況によって、入国後の入国時検査の要否、入国者の待機期間、待機場所に影響が生じるため、「水際対策強化に係る新たな措置（２８）１．に基づく国・地域の区分」等に

関する最新の情報の収集、それに基づく対応等に御注意ください。

（外務省 HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」上の３　検疫の強化）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

（厚生労働省 HP「水際対策」）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（今回の新たな措置の概要）

問４　「新たな措置」に関する情報、関係資料はどこで入手できますか。

（答）

内閣官房、法務省、外務省及び厚生労働省の「新たな措置」に関するホームページで、関連情報、資料を掲載しています。

※厚生労働省：水際対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※外務省：国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

（入国者の待機期間）

問１　今回の新たな措置で、入国時検査や入国者の待機期間はどのように変更になりますか。

（答）

今回の新たな措置により、６月１日以降、オミクロン株が支配的となっている国・地域からの全ての帰国者・入国者について

・入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用 （以下、まとめて「自宅等待機」という。）のいずれの期間についても原則７日間とした上で、

・入国前の滞在歴及び条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書を所持しているか否か

によって、入国時検査の要否や、入国後の待機期間、待機場所が以下のとおり変更されることになります。

※検疫所又は保健所から自宅等待機の継続等について別途指示があった場合は、その指示に従う必要があります。

※陽性者、機内濃厚接触者又は有症状者となった場合は、待機期間の短縮の対象となりません。

※入国後 10 日間を経過するまでは、検温など入国者自身による健康状態の確認等を行うようにお願いします。

<table>
<tr><th></th><th>有効なワクチン
接種証明書の有無</th><th>入国時検査</th><th>入国後の待機期間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">赤</td><td>無</td><td rowspan="3">実施</td><td>「３日間検疫施設待機（＋施設検査陰性）」</td></tr>
<tr><td>有</td><td rowspan="2">「３日間自宅等待機＋自主検査陰性」
（検査を受けない場合は７日間待機）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">黄</td><td>無</td></tr>
<tr><td>有</td><td rowspan="3">ー</td><td rowspan="3">「待機無し」</td></tr>
<tr><td rowspan="2">青</td><td>無</td></tr>
<tr><td>有</td></tr>
</table>

（入国者の待機期間）

問２　入国者の待機期間について、日本人と外国人で違いはありますか。

（答）

待機期間について違いはありません。

（入国者の待機期間）

問３　自宅等待機での３日目以降の自主検査はどのように行えば良いですか。

（答）

１　自宅等待機での３日目以降の自主検査については、

・検査方法は PCR 検査又は抗原定量検査、

・３日目以降に「認められる検査実施機関（問５参照）」で検査し、陰性結果を「MySOS（入国者健康居所確認アプリ）」により入国者健康確認センターに届出、

・同センターからの「待機終了の連絡」により最短で４日目以降の待機が不要になります（待機不要後は、公共交通機関の使用も可能になります。）。

２　詳細については、下記のリンク先を御参照ください。

https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/jp.php

（入国者の待機期間）

問４　自宅等待機での３日目以降の自主検査について、抗原定性検査（抗原検査キット）でも認められますか。

（答）

１　有効な検査は、ＰＣＲ検査又は抗原定量検査のみです。

２　待機期間の短縮に当たって「認められる検査実施機関」として、ＰＣＲ検査・抗原定量検査（自己負担）を提供している検査機関については、下記リンク先をご参照ください。

https://www.c19.mhlw.go.jp/search/

（入国者の待機期間）

問５　厚生労働省のホームページに掲載されている検査機関以外の検査機関で受けた検査は有効ですか。

（答）

問４の厚生労働省ホームページに掲載されている検査機関以外の機関で受けた検査については、実在する医療機関又は衛生検査所で受けたものと確認ができないため、認められません。

（入国者の待機期間）

問６　自宅等待機期間中に検査を受けに行っても良いのですか。

（答）

１　自宅等待機期間中においては、不要不急の外出は控えていただく必要がありますが、自宅等待機期間を解除するための検査を受けるために検査機関に出向くことは、不要不急の外出には当たりません。ただし、一般の方が利用する公共交通機関等を利用せず、自家用車などで移動してください。

２　なお、検査機関によっては、郵送で検体を送付することで検査を実施できる機関もありますので、下記リンク先の検索フォームから郵送検査を選択の上、該当のあった検査機関に事前にお問い合わせください（採取容器などを事前に送付してもらう必要がありますので、ご注意ください。）。
https://www.c19.mhlw.go.jp/search/

（入国者の待機期間）

問７　自宅等待機での３日目以降の自主検査について、入国者健康確認センターから確認の連絡が来るまでは待機解除は認められませんか。

（答）

認められません。センターからの確認が来る前に待機を解除した場合には誓約違反になります。

（入国者の待機期間）

問８　検査結果が陽性となった場合は、どうすれば良いですか。

（答）

１　民間検査機関で医師による診断を伴わない検査を受けて結果が陽性だった場合、当該検査機関の提携する医療機関を受診してください。

２　提携医療機関が遠隔にある場合など提携医療機関を利用することが困難な場合は、受検者自身が、近くの医療機関やかかりつけ医に事前に連絡して対応可能か確認した上で受診するか、または地域の受診相談センターに御相談ください。

（入国者の待機期間）

問９　郵送で検査機関に検体を送付する場合、待機３日目より前に採った検体でも良いですか。

（答）

待機３日目以降の検体で検査を行っていただく必要があります。検査日が待機３日目以降であったとしても、待機２日目までに採取した検体で検査を実施した場合、有効とは認められません。

（入国者の待機期間）

問 10　今回の新たな措置の適用（６月１日）前に入国しているのですが、待機はどのようになるのでしょうか。

（答）

１　６月１日前の入国であっても、今回の新たな措置のうち、入国後の待機期間の見直し及び入国後の公共交通機関使用に係る事項については、６月１日午前０時以降（日本時間）から遡及して適用されます。

例えば、指定国である国・地域からの入国者でワクチン追加接種（３回目接種）無しの者が５月 31 日（火）に入国した場合、検疫施設での待機が必要ですが、６月１日以降は、その国・地域が「赤」に区分されなければ、自宅等待機又は待機なしとなります。

（入国者の待機期間）

問 11　自宅等待機の３日目以降に自主検査を受けた場合、どのように入国者健康確認センターに検査結果を届け出れば良いですか。

（答）

３日目以降に検査し、陰性結果を「MySOS（入国者健康居所確認アプリ）」により入国者健康確認センターに届出、同センターからの「待機終了の連絡」により最短で４日目以降の待機が不要となります。詳しい申請方法については、下記のリンク先を御参照ください。

https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/jp.php

（新型コロナワクチン接種証明書）

問１　有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書の要件は何ですか。

（答）

１　有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書は、以下の①から④までの条件を満たしている必要があります。

① 各国・地域の政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。

② 氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数が（日本語又は英語で）記載されていること。

③ １回目及び２回目に接種したワクチンのワクチン名又はメーカーが、以下のいずれかであること。(Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン(Janssen)の場合は１回のみ接種をもって２回分相当とみなす。以下同じ。)

・コミナティ(Comirnaty)筋注／ファイザー(Pfizer)
・バキスゼブリア(Vaxzevria)筋注／アストラゼネカ(AstraZeneca)
・COVID-19 ワクチンモデルナ(COVID-19 Vaccine Moderna)筋注／モデルナ(Moderna)
・Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン（Janssen）
・COVAXIN／バーラト・バイオテック（Bharat Biotech）
・ヌバキソビッド（Nuvaxovid）筋注／ノババックス（Novavax）

※復星医薬（フォースン・ファーマ ）／ビオンテック社製の「コミナティ」、インド血清研究所が製造する「コビシールド(Covishield)」及び「コボバックス(COVOVAX)」（令和４年４月 25 日から適用）を含む。

④ ３回目に接種したワクチン名又はメーカーが、以下のいずれかであること。

・コミナティ(Comirnaty)筋注／ファイザー(Pfizer)
・COVID-19 ワクチンモデルナ(COVID-19 Vaccine Moderna)筋注／モデルナ(Moderna)
・ヌバキソビッド（Nuvaxovid）筋注／ノババックス（Novavax）（令和４年４月 25 日から適用）

※復星医薬（フォースン・ファーマ ）／ビオンテック社製の「コミナティ」及びインド血清研究所が製造する「コボバックス(COVOVAX)」(令和４年４月 25 日から適用)を含む。

２　詳細については、以下のサイトで確認してください。

（厚生労働省：ワクチン接種証明書について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html

（新型コロナワクチン接種証明書）

問２　自国の接種証明書に生年月日の記載はありませんが、代わりに旅券番号や身分証明書の ID 番号があれば、有効な接種証明書として認められますか。

（答）

生年月日の代わりに旅券番号又は ID 番号等が接種証明書に記載されており、所持する旅券又は当該 ID カード等によって生年月日の確認が可能であれば、有効な接種証明書として認められます。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問３　自国では、１回目及び２回目のワクチンで、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ、ヤンセン、バーラト・バイオテック又はノババックス社製「以外」のワクチンが承認されています。その場合、これら以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。

（答）

１　認められません。１回目及び２回目のワクチンとして接種証明書で有効と認められるものは、現時点では、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ、ヤンセン、バーラト・バイオテック又はノババックス社製（令和４年４月 25 日から適用）のワクチンのみです。ただし、復星医薬（フォースン・ファーマ ）／ビオンテック社製の「コミナティ」並びにインド血清研究所が製造する「コビシールド（Covishield）」及び「コボバックス（COVOVAX）」（令和４年４月 25 日から適用）は認められます。

２　このため、上記以外のワクチンを接種した場合には、たとえ他国で１回目及び２回目ワクチンとして承認されていても、有効な接種証明書とは認められません。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問４　自国では、追加接種（３回目接種）のワクチンとして、ファイザー、モデルナ又はノババックス社製「以外」のワクチンが承認されています。その場合、これら３社以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。

（答）

１　認められません。追加接種（３回目（ヤンセン社製のワクチンの場合は１回のみ接種をもって２回分相当とみなす。以下同じ。）接種）のワクチンとして接種証明書で有効と認められるものは、現時点では、ファイザー、モデルナ又はノババックス社（令和４年４月 25 日から適用）のワクチンのみです。ただし、復星医薬（フォースン・ファーマ ）／ビオンテック社製の「コミナティ」及びインド血清研究所が製造する「コボバックス（COVOVAX)」（令和４年４月 25 日から適用）は認められます。

２　このため、上記以外のワクチンを接種した場合には、たとえ他国で追加接種ワクチンとして承認されていても、有効な接種証明書とは認められません。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 4-1 ヤンセン社製のワクチンは、接種回数など、どのような取扱いになりますか。

（答）

１　「Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン（Janssen)」のワクチンについては、「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」に基づく措置の適用に当たって、

・１回目及び２回目に接種したワクチンとして認められ、

・その場合、１回のみ接種をもって２回分相当とみなす、

ことになります。

２　ただし、ヤンセン社製のワクチンについて、追加接種（３回目接種）としては、（措置の適用に当たって）認められていません（ファイザー、モデルナ又はノババックス社製のワクチンの必要があります)。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問５　自国の接種証明書では、「コミナティ（Comirnaty)」のメーカーが「BIONTECH」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。

（答）

他の条件が満たされていれば、有効な接種証明書として認められます。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問６　自国の接種証明書では、モデルナ社製のワクチンで「スパイクバックス（ Spikevax ）」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。

（答）

他の条件が満たされていれば、有効な接種証明書として認められます。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 6-1 バーラト・バイオテック（Bharat Biotech）社製の「COVAXIN」は、有効な接種証明書の対象ワクチンとして認められますか。

（答）

バーラト・バイオテック（Bharat Biotech）社製の「COVAXIN」は、令和４年４月 10 日から、有効な接種証明書の１回目及び２回目のワクチンとして認められます。ただし、追加接種（３回目接種）のワクチンとしては認められません。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 6-2 ノババックス（Novavax）社製の「ヌバキソビッド（Nuvaxovid）筋注」は、有効な接種証明書の対象ワクチンとして認められますか。インド血清研究所が製造する「コボバックス（COVOVAX)」も認められますか。

（答）

ノババックス（Novavax）社製の「ヌバキソビッド（Nuvaxovid）筋注」は、令和４年４月 25 日から、有効な接種証明書の１回目、２回目及び追加接種（３回目接種）のワクチンとして認められます。インド血清研究所が製造する「コボバックス（COVOVAX)」も同日から認められます。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問７　接種しているワクチンは全て同一の種類の必要がありますか。

（答）

必要ありません。

・１回目及び２回目接種はファイザー、アストラゼネカ、モデルナ、ヤンセン、バーラト・バイオテック又はノババックス社製のワクチン、

・３回目（ヤンセン社製のワクチンの場合は１回のみ接種をもって２回分相当とみなす。以下同じ。）接種はファイザー、モデルナ又はノババックス社製のワクチンであれば、

異なる種類のワクチンを接種した場合でも、合計の接種回数が３回以上であれば、有効と認められます。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 7-1　３回のワクチンを異なる国で接種し、それぞれの国で発行された接種証明書を保持している場合、有効な接種証明書の保持者と認められますか。

（答）

それぞれの接種証明書が必要な要件を満たしており、検疫で全ての証明書を提示できれば、有効な接種証明書として認められます。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問８　接種証明書に１回目又は２回目の接種情報が無い場合はどうすれば良いですか。

（答）

１　接種証明書に、

・３回目（ヤンセン社製のワクチンの場合は１回のみ接種をもって２回分相当とみなす。以下同じ。）の接種情報（当該接種が３回目（例えば３／３（ヤンセン社製のワクチンの場合は２／２）のような表示）であること、ワクチンの種類、接種日）が記載されており、

・別途、検疫で回答が求められる「検疫法第 12 条の規定に基づく質問」等において、１回目又は２回目に接種したワクチンはファイザー、アストラゼネカ、モデルナ、ヤンセン、バーラト・バイオテック又はノババックス社製のいずれかであることを確認できれば、有効と認められます。

２　なお、治癒証明との組み合わせは、有効とは認められません。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問９　接種証明書には、直近の接種情報しか記載が無く、当該接種が３回目接種であることが記載されていない場合はどうすれば良いですか。

（答）

例えば、ワクチン接種履歴や２回目接種時に発行された証明書など、他の証明書等と当該接種証明書を組み合わせることで、３回目（ヤンセン社製のワクチンの場合は１回のみ接種をもって２回分相当とみなす。）のワクチンを接種していることが確認できれば、有効な接種証明書の保持者と認められます。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 10　（有効な接種証明書として認められるために）３回目接種の有効期限はありますか。

（答）

現時点では、３回目（ヤンセン社製のワクチンの場合は１回のみ接種をもって２回分相当とみなす。）接種の有効期限はありません。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 11　自国の接種証明書には英語の表記がありませんが、どうすれば良いでしょうか。

（答）

接種証明書の翻訳（日本語又は英語）を事前に作成していただき、検疫の際に接種証明書と併せて提示をお願いします（御自身で作成した翻訳でも構いません。）。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 12　電子的に交付された接種証明書は認められますか。二次元コードの提示も認められますか。

（答）

電子的に交付された接種証明書については、アプリ、ＰＤＦ・画像・写真等表

示形式は問わず、接種証明書の内容が確認でき、条件が満たされていれば有効な接種証明書として取り扱われます。また、ＥＵＤＣＣ、ＩＣＡＯ－ＶＤＳ又はスマートヘルスカードに基づく二次元コードであれば、検疫での読み取りが可能です。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 12-1 接種証明書は原本ではなくコピーでも認められますか。

（答）

検疫所が、接種証明書のコピー（「写し」）で内容の確認ができるのであれば、原本の「写し」でも構いません。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 13　日本国内で発行された接種証明書について、「新型コロナウイルス予防接種証明書」、「新型コロナウイルスワクチン予防接種証」及び「新型コロナワクチン接種記録書」以外の証明書は認められませんか。

（答）

１　有効と認められる日本国内の接種証明書は、以下のとおりです。

・政府又は地方公共団体発行の新型コロナウイルス予防接種証明書（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書）
・地方公共団体発行の新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
・職域接種等での医療機関等発行の新型コロナワクチン接種記録書

２　上記の他に、例えば、在外日本人一時帰国者に対する接種証明書（外務省発行）、国内治験参加者に対する接種証明書（厚生労働省発行）等も認められます。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 14　民間機関等が発行する接種証明書も認められますか。

（答）

認められません。政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書であることが必要です。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 15　接種年齢要件で追加接種（３回目接種）が認められていない子どもに対しては、追加接種による待機期間の短縮は認められませんか。

（答）

追加接種（３回目接種）を受けていない（接種証明書を所持していない）18 歳未満の子どもについては、

・原則として追加接種による待機期間の短縮は認められませんが、

・有効な接種証明書を所持する保護者が同伴し、当該子どもの行動管理を行っている場合は、特例的に、有効な接種証明書を所持する者として取り扱い、当該保護者と同様の待機期間の短縮が認められることになります。

※接種証明書を所持していない 18 歳未満の子どもが単独で（接種証明書を所持する保護者の同伴なしで）入国する場合には、上記の特例は認められません。

（公共交通機関の使用）

問１　入国後、自宅等待機のために（待機場所の）自宅等まで移動する際に、公共交通機関の使用は認められますか。

（答）

１　「赤」区分の国・地域からの入国者であって有効な新型コロナワクチン接種証明書（３回目接種）の所持者、「黄」区分の国・地域の入国者であって有効な新型コロナワクチン接種証明書（３回目接種）を所持していない者については、入国後に自宅等待機が必要になりますが、

・空港から自宅等待機のために自宅等に移動する場合に、必要最小限のルートに限定して、

・空港検疫での検査（検体採取）後 24 時間以内までは、

（自宅等待機の期間中であっても上記の場合に限り）公共交通機関の使用が認められます。

２　公共交通機関を使用するに当たっては、マスクの着用、手指消毒、「３密（密閉・密集・密接）」を避けるなどの感染防止対策を徹底してください。

（公共交通機関の使用）

問２　待機期間中の公共交通機関の使用について、空港から待機場所の自宅等への移動以外に、公共交通機関の使用は認められますか。

（答）

認められません。待機期間中の公共交通機関の使用は、空港での検査後 24 時間以内に、待機場所の自宅等への移動のみになります。これ以外の待機期間中の公共交通機関の使用は、誓約違反になります。

（公共交通機関の使用）

問３　自宅等待機での３日目以降の自主検査を受ける際に、公共交通機関の使用は認められますか。

（答）

認められません。検査を受けるために外出する場合は、自家用車などで移動してください。

（外国人の新規入国）

問１　外国人の新規入国が認められるのはどのような場合ですか。

（答）

対象となるのは、①商用・就労等の目的の短期間の滞在者（３月以下）、または、②長期間の滞在者であり、いずれも日本国内に受入責任者が存在することが必要となります。

（外国人の新規入国）

問２　外国人の新規入国では、「親族・知人訪問等」を目的とした入国は認められますか。認められない場合、どのような手続を取れば良いですか。

（答）

１　「親族・知人訪問等」を目的とした短期間の入国は、受入責任者がいないため、今回の措置の対象となりませんが、例えば、以下の類型に該当する方などについては、「特段の事情」があるものとして新規入国を認めることがあります。

・親族訪問を目的とする新規入国者のうち、日本人・永住者の二親等以内の親族及び定住者の一親等以内の親族
・本邦に居住する病気の者や出産する者を看護又は支援する親族
・死亡又は危篤である本邦居住者を訪問する親族
・単独で渡航することが困難な者に同伴する親族

２　引き続き、今回の措置とは別に、人道上配慮すべき事情があるときは、個別に配慮の必要性について検討を行い、「特段の事情」がある方としての入国の可否を判断することとなります。

３　詳しくは、下記の出入国在留管理庁のホームページ掲載資料をご参照ください。

https://www.moj.go.jp/isa/content/001347330.pdf

（外国人の新規入国）

問３　外国人の新規入国では、入国前の滞在国・地域に制限はありますか。

（答）

制限はありません。

（外国人の新規入国）

問４　外国人が新規入国する場合、申請方法はどのようなものになりますか。受入責任者からの事前申請が必要ですか。

（答）

外国人が新規入国する場合、受入責任者からの事前申請が必要になります。まずは、受入責任者が、厚生労働省の入国者健康確認システム（ERFS）に事前申請して、必要事項を入力、受付済証を入手し、同証を新規入国予定の外国人に送付する必要があります。その上で、新規入国予定の外国人が受付済証と査証申請書をもって在外公館に申請することになります。

（外国人の新規入国）

問 4-1　在留資格のある外国人の再入国の場合も、受入責任者からの申請が必要ですか。

（答）

必要ありません。受入責任者による事前申請が必要なのは、外国人の新規入国の場合です。

（外国人の新規入国）

問 4-2　受入管理者による管理の下で新規入国する外国人に家族が同伴して入国することは可能ですか。

（答）

１　新規入国する外国人の家族についても併せて受入責任者が責任を持ち、事前申請や入国後の必要な管理・支援を行う場合は、当該外国人に同伴する家族が入国することは可能です。

２　既に外国人が日本に在留しており、その家族が後日、入国を希望する場合は、受入責任者がいないため、今回の措置の対象となりませんが、例えば、一定の類型に該当する方などについては、「特段の事情」があるものとして新規入国を認めることがあります。

詳しくは上記問２をご参照ください。

（外国人の新規入国）

問５　受入責任者とは何ですか。

（答）

１　「受入責任者」とは、入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等を指します。

２　新規入国の外国人に対して、日本への入国に際して必要な防疫措置の情報提供や待機場所の確保、待機や健康状態の確認等について、管理・支援等を行うため、受入責任者による管理の下での入国を認めることになります。

（外国人の新規入国）

問６　受入責任者は個人事業主でも認められますか。

（答）

１　一定の要件を満たす場合には、個人事業主も認められます。なお、受入責任者と入国者が同一となっている場合は、必要な管理等ができないことから認められません。

２　「要件」については、下記のリンク先を御参照ください。
https://entry.hco.mhlw.go.jp/

（外国人の新規入国）

問７　受入責任者はどのようなことをする必要がありますか。

（答）

１　受入責任者は、

・入国前に、厚生労働省の入国者健康確認システム（ERFS）にログインの上、オンラインで事前申請し、外国人の新規入国者に関する情報等（待機場所を含む）の入力、誓約事項の同意等を行います。
・必要事項の入力後、受付済証（PDF）が発行され、受入責任者は受入済証をダウンロード、入国者に送付します。
・入国者の査証申請に当たって、各在外公館では、受入責任者による事前申請・受付済証と審査書類一式を確認、審査を行った上で、査証を発給します。受付済証に記載された内容（氏名、生年月日、旅券番号、国籍・地域）と査

証申請内容が異なる場合、入国者健康確認システム（ERFS）で再登録を行う必要があります。

・入国前に、ファストトラックやVisit Japan Webサービスを利用した入国手続き等を利用することについて、入国者へ案内をしてください。

・入国後の自宅等待機が必要な場合、入国者に対しては、MySOS（入国者健康居所確認アプリ）を通じた健康状態、位置情報確認等が行われるとともに、受入責任者は、待機施設での待機や健康状態の確認など、必要な管理・支援を行うことになります。

・入国後の待機の有無に関わらず、入国者が有症状、陽性となった場合の医療機関への連絡などの必要な管理・支援を行うとともに、マスク着用を含む感染防止対策の徹底をさせてください。

また、日本の公的医療保険に加入していない外国人については、診療内容によっては高額の医療費がかかることがあります。受入責任者は、入国者が日本国内で医療機関にかかった際の費用負担に困らないよう、あらかじめ民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）へ加入するなど、万一の医療費負担への備えについて、入国者本人に確認・支援を行ってください。

２　申請時の誓約事項については、以下のリンク先を御参照ください。
https://entry.hco.mhlw.go.jp/doc/commitment_form.pdf

（外国人の新規入国

問7-1　「青」区分の国・地域からの入国であっても、誓約事項の同意が必要か。

（答）

受入責任者が申請時に同意していただく誓約事項の内容は、入国時の検査や待機に関する事項のほか、感染防止対策を徹底など入国後の行動に対する事項も含まれますので、「青」区分の国・地域からの入国であっても、誓約事項の同意が必要です。

（外国人の新規入国）

問８　新規入国する外国人個人が申請することは可能ですか。

（答）

認められません。また、受入責任者と入国者が同一となっている場合も、必要な管理等ができないことから認められません。

（外国人の新規入国）

問 8-1　新規入国が技能実習生の場合、受入責任者は、監理団体と（実際に当該技能実習生を受け入れる）企業のどちらになりますか。

（答）

本来は、他の外国人の新規入国と同様に、受入責任者は実際に技能実習生を受け入れる企業（実習実施者）となりますが、技能実習生のファストトラック及び Visit Japan Web サービスの利用を確実に進める観点から、技能実習制度においては、監理団体とすることとします（企業単独型技能実習の場合を除く。）。これに伴い、誓約に違反した場合の責任についても、原則として監理団体が負うことになります。

※　詳細については以下、外国人技能実習機構ホームページ掲載の周知文を御確認ください。

入国前の事前手続「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の更なる利用の徹底について（依頼）

https://www.otit.go.jp/

（外国人の新規入国）

問９　外国人の新規入国の事前申請はどこにする必要がありますか。

（答）

厚生労働省の入国者健康確認システム（ERFS）にオンラインで事前申請することになります。なお、ERFS にログインするために必要となる ID・PW 等の発行には１～２日程度要します。詳細は、以下のリンク先を御参照ください。

https://entry.hco.mhlw.go.jp/

（外国人の新規入国）

問 10　申請に関する事務について、第三者に委託することは認められますか。

（答）

受入責任者は、入国者健康確認センターに対して入国者健康確認システム（ERFS）のログイン ID 申請及び入国事前申請手続を第三者に代行させることができます（ただし、行政書士（法人）でない者が有償で申請手続を代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあるので、ご注意ください。）。第三者が代行

する場合は、下記の項目を含む委任状等を ID 申請の際に提出してください。

【委任状等の必須項目】
1. 委任・委託の日付
2. 委任・委託者：住所、氏名又は名称、代表者名、電話番号、メールアドレス
3. 受任・受託者（代理人）：住所、氏名又は名称、代表者名、電話番号、メールアドレス
4. 委任・委託事項：入国者健康確認システムによる各種申請手続及びそれに伴う個人情報の取扱い
5. 秘密保持義務：代理人は委任・委託された手続を履行する上で知り得た情報を一切他に漏洩させないこと

（外国人の新規入国）

問 10-1 受入責任者による事前申請について、申請期間はありますか。

（答）

申請期間はありませんが、査証発給に要する期間、有効期限について御注意ください（(査証申請）問２参照）

（外国人の新規入国）

問 11　「受付済証」の発行には、申請からどの程度の時間がかかりますか。

（答）

１　入国者健康確認システム（ERFS）に受入責任者の名称・連絡先や入国者の氏名、生年月日、旅券番号等必要な情報を入力・申請の上、外国人の新規入国に係る受入責任者の誓約事項に同意することで、即座に受付済証がオンラインで発行されることになります。

２　なお ERFS にログインするために必要となる ID・PW 等の発行に１～２日程度要します。

（査証申請）

問１　在外公館に査証申請する際に必要な書類は何ですか。

（答）

１　入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請で取得した「受付済証」、及び下記外務省ホームページ又は在外公館のホームページに記載された書類一式が必要です。

＜外務省 HP＞

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html

＜各在外公館リスト＞

https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html

２　なお、在留資格認定証明書の有効期間については、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容のとおりの受入れが可能である」ことを記載した申立書を提出することで有効とみなす措置をとっています。

https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf

（査証申請）

問２　査証発給までにはどの程度の時間を要することが見込まれますか。

（答）

査証の申請から発給までに必要な期間は、申請内容に特に問題のない場合、申請受理の翌日から起算して原則５業務日です。ただし、申請内容に疑義がある場合など慎重な審査が必要と認められる場合、査証の発給までに時間を要する場合もあります。

（検査証明書）

問１　入国の際に、「陰性」の検査証明書は必ず必要ですか。

（答）

日本人・外国人を問わず、「出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書」の提出が必要です。証明書が提出できない場合、日本への上陸が認められないことになります。

（検査証明書）

問２　「検査証明書」には所定のフォーマットがありますか。所定のフォーマットでの証明書が入手できない場合、どうすれば良いですか。

（答）

１　検査証明書の様式は所定のフォーマットを使用して下さい。所定のフォーマットでの証明書が入手困難な場合には、任意のフォーマットの提出も認められますが、「検査証明書に記載すべき内容」が満たされている必要があります。

２　所定のフォーマットも含め、詳細は、以下のサイトを御参照ください。

（厚生労働省：検査証明書の提出について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

（ファストトラック）

問１　「ファストトラック」とは何ですか。今回の新たな措置では利用できますか。

（答）

１　海外から日本へ入国する前に、MySOS というスマートフォンのアプリ上で、あらかじめ検疫手続きの一部を済ませておくことできるものです。

２　ファストトラックを利用することで、検査証明書、誓約書、ワクチン接種証明書等の書類の確認手続きを入国前に済ませることができます。詳細は、以下のリンク先を御参照ください。

https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/

（ファストトラック）

問２　外国人の新規入国者には、「ファストトラック」の利用が必要ですか。

（答）

１　入国者が入国前にスマートフォンを用意し、当該空港で「ファストトラック」が利用可能な場合は、入国前に①MySOS（入国者健康居所確認アプリ）をインストールすること、②可能な限り検査証明などの情報を入国前に MySOS に入力し、事前に審査を終えておくことが必要です。

２　詳細は、以下のリンク先を御参照ください。

https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/

（MySOS（入国者健康居所確認アプリ））

問１　入国者のスマートフォンに、厚生労働省が指定するアプリをインストールする理由は何ですか。

（答）

１　日本に入国後の待機期間中、入国者の健康状態、位置情報や居所確認等については、MySOS（入国者健康居所確認アプリ）を通じて、厚生労働省（入国者健康確認センター）がフォローアップすることになります。

２　このため、受入責任者は、自宅等での待機が必要となる入国者が入国前にスマートフォンを用意できる場合には、MySOS をインストールすることを入国者に案内してください。

３　ただし、「青」区分の国・地域からの入国者、「黄」区分の国・地域の入国者であって有効な新型コロナワクチン接種証明書（３回目接種）の所持者は、空港検疫での検査を実施せず、入国後の自宅等待機を求めず、「赤」区分の国・地域からの入国者であって有効な新型コロナワクチン接種証明書（３回目接種）を所持していない者については検疫施設待機となるため、いずれの場合も MySOS によるフォローアップの対象外ですが、「ファストトラック」の利用による円滑な検疫手続きのため、入国前に MySOS のインストールをお願いします。

（MySOS（入国者健康居所確認アプリ））

問２　厚生労働省が指定するアプリ（MySOS（入国者健康居所確認アプリ））のダウンロードやスマートフォンでの設定は、どのように行えば良いですか。

（答）

１　入国者健康確認センターのサイトの「ご利用ガイド」をご参照ください。
（入国者健康確認センター）
https://www.hco.mhlw.go.jp/

２　その他、ご不明な点等個別にある場合には、
・followup@hco.mhlw.go.jp　又は
・03-6757-1038
にご連絡ください。

なお、電話は大変繋がりにくいため、可能な限り、メールでのご連絡をお願いいたします。

（MySOS（入国者健康居所確認アプリ））

問３　外国で、厚生労働省が指定するアプリのインストールができない場合は、どうすれば良いですか。

（答）

スマートフォンを日本に持参できる場合は、入国後の到着地で、速やかにアプリのインストールをしてください。なお、日本に到着後、持参したスマートフォンではアプリのインストールがどうしてもできないことが判明した場合は、空港（検疫）でスマートフォンをレンタル（自己負担）していただく必要があります。

（MySOS（入国者健康居所確認アプリ））

問４　入国者が、スマートフォンを日本に持参できない場合は、どうすれば良いですか。

（答）

日本に到着後、空港（検疫）でスマートフォンをレンタル（自己負担）していただく必要があります。

（陽性等になった場合の対応）

問１　入国者が、入国時の検疫の検査で陽性が判明した場合には、どのような対応になりますか。

（答）

検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になります。この場合、待機期間の短縮等はできません。

（陽性等になった場合の対応）

問２　入国者が、陽性、機内濃厚接触者又は有症状者になった場合には、どのような対応になりますか。

（答）

１　入国者が自宅等での待機期間中に陽性になった場合には、待機期間の緩和は認められません。速やかに医療機関を受診の上、保健所等から指示があった場合にはそれに従ってください。

２　入国者が濃厚接触者に特定された場合、入国者健康確認センターから MySOS（入国者健康居所確認アプリ）を通じて、その旨を入国者本人にお知らせします。濃厚接触者となった場合、原則として７日間待機が必要となり、待機期間の緩和はできません。ただし、４日目・５日目に抗原定性キットを用いた検査で陰性であり、その結果を入国者健康居所確認アプリ（MySOS）で届け出た場合には、５日目から解除を可能としています。

３　また、空港検疫における陽性者のゲノム検査の結果、オミクロン株以外（デルタ株等）の新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者であることが判明した場合には、待機期間は 14 日間となりますのでご留意ください。なお、ゲノム検査の結果は、MySOS（入国者健康居所確認アプリ）を通じて入国者本人にご連絡いたします。

（検疫施設以外での待機）

問１　入国者の待機施設を確保する際に、「個室」の必要がありますか。

（答）

感染防止対策のため、待機期間中は、原則個室管理が必要になります。

問２　待機施設について、「自宅」は認められますか。

（答）

原則個室管理が担保されるのであれば、自宅も認められます。注意事項については、以下のリンク先を御参照ください。

（厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-2

（健康管理）

問１　（受入責任者の誓約事項にある）新規入国の外国人の健康状態の確認は、具体的にどのようなことを行えば良いですか。

（答）

１　自宅等待機が必要な場合、基本的には、毎日検温を行い、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状の有無を確認してください。

２　有症状等が確認された場合には、必要に応じて、速やかに医療機関に連絡、相談又は受診し、保健所等から指示があった場合にはそれに従ってください。

（誓約違反）

問１　入国者又は受入責任者が誓約書又は誓約事項に違反した場合には、どのような措置が取られますか。

（答）

１　入国者が（入国時の検疫の際に誓約する）誓約書の内容に違反した場合（不実の記載があった場合を含む。以下同じ。）、厚生労働省など関係当局により氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとともに、検疫法の規定に基づく停留の対象となり得ます（さらに、外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ます。）。

２　また、受入責任者についても、申請時の誓約事項の内容に違反した場合、入国者が誓約書の誓約に違反した場合には、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得ること、また、当該受入責任者からの外国人の新規入国に関する申請を以後受け付けないことがあり得ます。